

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案参照条文 目次

一	水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号）	1
二	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）（抄）	2
三	排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）（抄）	6
四	水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令（昭和五十二年政令第三百二十八号）	6

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案参照条文

○ 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号）

1 最近の国際的な水産資源の保存及び管理のための措置の強化、排他的経済水域等（我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに大陸棚（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第二条に規定する大陸棚をいう。）における水産資源の減少並びに世界における水産物の需要の増大に伴う水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の著しい変化に即応して行われる水産加工品の製造若しくは加工のための施設の改良、造成若しくは取得（その利用のための特別の費用の支出及びその利用に関する権利の取得を含む。）又は新たな水産加工品若しくは水産加工品の新たな製造若しくは加工の技術の研究開発若しくは利用（これらのために施設を改良し造成し若しくは取得し若しくは特別に費用を支出して行うもの又はこれらの利用に関する権利を取得するものに限る。）で食用水産加工品の安定的な供給の確保又は未利用若しくは利用の程度が低い水産資源の有効な利用の促進の必要性及び水産加工品の原材料の供給事情又は利用状況の地域特性を考慮して政令で定める要件に該当するものに必要な資金のうち、食料の安定供給の確保又は漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利のものであつて一般の金融機関が融通することを困難とするもの（中小企業者（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第三号に規定する中小企業者をいう。）に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。）については、次項の規定により定められる貸付けの条件に従い、株式会社日本政策金融公庫は、同法第十一条に規定する業務のほか、水産加工業を営む者又はこれらの者の組織する法人に対し、貸付けの業務を行うことができる。

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、株式会社日本政策金融公庫が定める。

3 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第六号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号。以下「臨時措置法」という。）第一項に規定する業務」と、同法第十二条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び臨時措置法第一項に規定する業務」と、同法第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは「別表第二第二号に掲げる業務又は臨時措置法第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「臨時措置法第一項に規定する業務並びに同条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、臨時措置法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び臨時措置法第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「別表第一一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は臨時措置法第一項に規定する業務」とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、平成二十五年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なお効力を有する。

○ 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 （略）

三 中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業者については五千万円、卸売業を主たる事業者については一億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業者については百人）以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業（以下「中小企業特定事業」という。）を営むもの（ロの政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）

ロ 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、中小企業特定事業を営むもの

ハ 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であつて、中小企業特定事業を営むもの又はその構成員の三分の二以上が中小企業特定事業を営む者であるもの

ニ 協業組合であつて、中小企業特定事業を営むもの

ホ 商工組合及び商工組合連合会であつて、中小企業特定事業を営むもの又はその構成員が中小企業特定事業を営む者であるもの
ヘ 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会であつて、中小企業特定事業を営むもの又はその構成員の三分の二以上が中小企業特定事業を営む者であるもの

ト 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもののうち、中小企業特定事業を営むもの又はその構成員が中小企業特定事業を営む者であるもの

チ 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員である酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員である酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの

リ 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員である内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

四・五 （略）

(業務の範囲)

第十一条 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

一 別表第一の中欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務（同表第十四号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務にあつては、当該資金を調達するために新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第五十三条において同じ。）を応募その他の方法により取得する業務を含む。以下同じ。）を行うこと。

二 別表第二に掲げる業務を行うこと。

三 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の規定による保険を行うこと。

四 削除

五 公庫の行う業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 公庫は、その目的を達成するため、主務大臣が、一般の金融機関が通常の条件により特定資金の貸付け等を行うことが困難であり、かつ、主務大臣が指定する者（以下「指定金融機関」という。）が危機対応業務を行うことが必要である旨を認定する場合に、次に掲げる業務を行うものとする。

一 指定金融機関に対し、特定資金の貸付け等に必要な資金の貸付けを行うこと。

二 指定金融機関が行う特定資金の貸付け等に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合において、その債権者である指定金融機関に対してその弁済がなされないこととなった額の一部の補てんを行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 公庫は、前二項に規定する業務のほか、その目的を達成するため、指定金融機関が行った特定資金の貸付け等であつて前項第一号又は第二号に掲げる業務に係るものについて、当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

(業務の方法)

第十二条 公庫は、業務開始の際、前条第一項各号に掲げる業務の方法を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 4 (略)

(予算の形式及び内容)

第三十一条 公庫の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

一 次に掲げる業務ごとの政府からの借入金の限度額

イ (略)

ロ 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあつては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

ハ・ニ （略）

二〇五 （略）

三〇五 （略）

（区分経理）

第四十一条 公庫は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 （略）

二 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあつては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

三〇七 （略）

（資金の調達のための貸付債権及び社債の信託及び譲渡）

第五十三条 公庫は、第十一条第一項第一号に掲げる業務及び同項第二号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、次に掲げる行為をする場合には、主務大臣の認可を受けなければならない。

一 貸付債権及び社債（第十一条第二号の規定による別表第二第三号に掲げる業務として譲り受けた特定中小企業貸付債権（同表の注(8)に規定する特定中小企業貸付債権をいう。第六十三条第四項各号において同じ。）及び取得した特定中小企業社債（同表の注(9)に規定する特定中小企業社債をいう。第六十三条第三項において同じ。）を含む。次号及び次条第一項において「貸付債権等」という。）の一部について特定信託（同表の注(12)に規定する特定信託をいう。第六十三条第四項第一号において同じ。）をし、当該特定信託の受益権の全部又は一部を譲渡すること。

二 貸付債権等の一部を特定目的会社等（別表第二の注(10)に規定する特定目的会社等をいう。）に譲渡すること。

三 前二号に掲げる行為に附帯する行為をすること。

（監督）

第五十八条 公庫は、主務大臣がこの法律又は中小企業信用保険法の定めるところに従い監督する。

2 主務大臣は、公庫の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十九条 主務大臣は、この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託法人(第十四条第四項又は第五十四条第二項の規定により委託を受けた法人を含む。以下この項及び第七十一条において同じ。)に対して報告をさせ、又はその職員に、公庫若しくは受託法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。

2 4 (略)

(主務大臣)

第六十四条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 三 (略)

四 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 農林水産大臣及び財務大臣

五 七 (略)

2 (略)

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公庫の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 二 (略)

三 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

四 七 (略)

別表第二(第十一条関係)

一 八

(略)

九	前各号に掲げる業務又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務と密接な関連を有する業務のうち、次に掲げるもの
---	---

	1 金銭の特定信託及び当該特定信託の受益権の全部又は一部の譲渡を行うこと。 2 特定目的会社等の優先株式（その発行の時ににおいて議決権を行使することができる事項のない株式であつて、剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。）及び優先出資（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第五項に規定する優先出資をいう。）の取得並びに一般社団法人に対する基金の拠出を行うこと。 3 信託会社等及び特定目的会社等に対する貸付けを行うこと。
--	---

注（略）
備考（略）

○ 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）（抄）

（大陸棚）

第二条 我が国が国連海洋法条約に定めるところにより沿岸国の主権的権利その他の権利を行使する大陸棚（以下単に「大陸棚」という。）は、次に掲げる海域の海底及びその下とする。

- 一 我が国の基線から、いずれの点をとつても我が国の基線上の最も近い点からの距離が二百海里である線（その線が我が国の基線から測定して中間線を超えているときは、その超えている部分については、中間線（我が国と外国との間で合意した中間線に代わる線があるときは、その線及びこれと接続して引かれる政令で定める線）とする。）までの海域（領海を除く。）
- 二 前号の海域（いずれの点をとつても我が国の基線上の最も近い点からの距離が二百海里である線によつてその限界が画される部分に限る。）の外側に接する海域であつて、国連海洋法条約第七十六条に定めるところに従い、政令で定めるもの

○ 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令（昭和五十二年政令第三百二十八号）

1 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（以下「法」という。）第一項の政令で定める要件は、次のいずれかとする。

- 一 指定水産動植物（食用水産加工品の原材料として相当量が利用されている水産動植物で食用水産加工品の供給の安定を図る上でそれを原材料とする食用水産加工品の製造又は加工の高度化を促進することが特に必要なものとして農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。）を原材料とする食用水産加工品の製造又は加工のための施設の改良、造成又は取得（その利用のための特別の費用の支出及びその利用に関する権利の取得を含む。）のうち次のイからハまでのいずれかに該当するものであつて、当該指定水産動植物の陸揚量又は食用水産加工品の原材料としての利用量が多い都道府県として農林水産大臣が指定するもの（以下「指定都道府県」という。）の区域内において行われるものであり、かつ、食用水産加工品の供給の安定に資すると認められるものであること。
- イ 食用水産加工品の製造又は加工の共同化のためのものであること。
- ロ 食用水産加工品の原材料又は製品の転換のためのものであること。

ハ 食用水産加工業を営む者の合併又は営業の譲受けに伴うものであること。

二 指定水産動植物を原材料とする新たな食用水産加工品又は食用水産加工品の新たな製造若しくは加工の技術の研究開発又は利用（これらのために施設を改良し造成し若しくは取得し若しくは特別に費用を支出して行うもの又はこれらの利用に関する権利を取得するものに限る。）であつて、指定都道府県の区域内において行われるものであり、かつ、食用水産加工品の供給の安定に資すると認められるものであること。

三 魚介類の骨、皮その他の食用に通常供されない水産動植物の部位又は品質の程度が低いことその他の理由により食用に通常供されない水産動植物で未利用又は利用の程度が低い水産資源の有効な利用の促進を図る上でそれらを原材料とする非食用水産加工品の製造を促進することが特に必要なものとして農林水産大臣が指定するものを原材料とする非食用水産加工品の製造又は加工のための施設の改良、造成又は取得（その利用のための特別の費用の支出及びその利用に関する権利の取得を含む。）であつて、水産動植物の陸揚量、水産物の流通量、食用水産加工品の製造量等を勘案して未利用又は利用の程度が低い水産資源の量が多いと見込まれる都道府県として農林水産大臣が指定するものの区域内において行われるものであり、かつ、未利用又は利用の程度が低い水産資源の有効な利用の促進に資すると認められるものであること。

2 法第二項の政令で定める利率、償還期限及び据置期間の範囲は、利率については最高年八分五厘、償還期限については据置期間を含め十五年、据置期間については三年とする。